

平成29年10月20日

企業会計基準委員会

委員長 小野 行 雄 様

一般社団法人日本資金決済業協会

会 長 福 原 紀 彦

企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する改易基準の適用指針（案）」の公表にかかるコメントについて

意見公募に際して示された貴委員会の「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に対し、以下のとおりコメントします。

1. コメント

意見の対象項目	意見の内容
「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」 （４）顧客により行使されない権利（非行使部分）	<p>前払式支払手段発行事業者（小売業）が発行するギフトカード（自家型前払式支払手段）のように、発行主体が財又はサービスを移転する履行義務を直接負っている場合は、本会計基準は国際的な基準との平仄が取れていると思われる。</p> <p>一方、前払式支払手段発行事業者が発行するギフトカード（第三者型前払式支払手段）のように、発行主体が財又はサービスを移転する直接の履行義務者でない場合の「非行使部分」の会計処理については触れられていないため、会計慣行に従うのか、契約負債に準じた処理（過年度遡及する）とするか、不明である。</p> <p>前払式支払手段の発行形態は多種多様であり、本基準において一律に明文化することができないのであれば、企業が取引実態等を踏まえ会計処理を行うものと理解して良いか。</p>

2. 一般社団法人日本資金決済業協会について

当協会は、平成22年4月1日、資金決済に関する法律に規定する「認定資金決済事業者協会」として、内閣総理大臣から認定を受け、前払式支払手段発行の業務及び資金移動業の健全な発展と、利用者の利利益の保護を図るため、法律による規制とともに自主規制など自主的取組みを推進することとしており、当協会はその実効性を確保するための役割を担っております。

3. 自家型前払式支払手段及び第三者型前払式支払手段について

資金決済に関する法律（抜粋）

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、仮想通貨の交換等及び銀行等の中で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

第二条 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、次条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

6 この章において「自家型発行者」とは、第五条第一項の届出書を提出した者（第三十三条第一項の規定による発行の業務の全部の廃止の届出をした者であって、第二十条第一項の規定による払戻しを完了した者を除く。）をいう。

7 この章において「第三者型発行者」とは、第七条の登録を受けた法人をいう。